

大正十四年三月二十四日
解雇者全部及今後通知セラルル場合ニ九割合

ヲ以テ解雇手當仕給相成度以段及要求柔也

一勤續日数一々年以下ノモノ
一右以上ノ勤續者一ヶ月ヲ加ルモノ

一休業手當金本交渉成立當日追加算ノコト
右要求柔也

大正十四年三月二十四日

別紙附工組會盟三部代表

大正十四年三月二十四日

荒吉宗治 (印)

古井岩吉 (印)

神野千萬三 (印)

深谷政治 (印)

高水梅藏 (印)

金壹百円也
金五円ヅ増加